

高山市市民ふれあいファミリー農園使用時の注意事項

高山市市民ふれあいファミリー農園申込にあたって、以下の事項を予めご了承ください。

記

①この農園の使用許可期間は、使用許可をうけた年の翌年 <u>3月31日まで</u> の <u>1年間</u> です。 ただし、 <u>再申請により5年間まで継続使用</u> できます。 ・ <u>継続期間中は、同じ区画を使用できます。</u> （農機具庫に区画表を掲示します。） ・ <u>5年間の継続期間満了後、さらに使用を希望される場合は、新規に申し込みしていただく必要があります。</u> 新規申し込みの場合、使用区画は抽選により決定します。また、 <u>申込者多数の場合は抽選により使用者を決定しますので、引き続き使用できるとは限りませんのであらかじめご承知おき願います。</u> 継続期間が満了となる <u>5年目においては3月中に作業を終えられるよう</u> ご注意ください。
②農園で栽培できる作物は、「野菜」及び「草花」に限ります。
③農園内には、施設又は工作物を設置することはできません。
④農作業等で出たゴミ等は、各自持ち帰り処理してください。野焼きは厳禁です。
⑤休憩所、トイレ、農機具庫等の施設は共同で使う施設です。常にきれいに使用し、当番週になりましたら清掃を実施してください。（農機具庫に当番表を掲示します。）
⑥水道施設は譲り合って使用してください。ホースの使用は出来ません。バケツ等を使用してください。
⑦年間の使用料金は <u>6,400円</u> です。（5月以降に許可をうけ使用を開始する場合は、月割りでの計算となります。）
⑧（複数区画を使用したい場合）区画に空きがある場合、新規申請をしていただき使用を許可します。

高山市役所農務課農業振興係

電話 0577-35-3141

FAX 0577-35-3166